

令和7年度 村県民税・国保税の申告のしかた

◆申告書を提出しなければならない人

令和7年1月1日現在、東成瀬村に住所を有する人は申告書を提出しなければなりません。ただし、会社等で年末調整を済ませている人や公的年金だけの人、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、村県民税・国保税の申告書を提出したものとみなされますから、提出の必要はありません。

なお、年末調整を済ませている人でも扶養親族の変更や、次のページにある各種控除の変更がある人、給与・公的年金等以外に所得がある人は申告書を提出しなければなりません。

また、前年に所得がなかった人(遺族年金などの非課税所得によって生活をしている方も含みます。)も国保税の軽減判定に必要ですので、申告が必要となります。

◆申告相談日程及び提出期限

令和7年度の申告相談は、裏面の日程表により開催しますので、ご自分の地区の申告日に申告してください。申告書の提出期限は、令和7年3月17日(月)です。

◆申告に必要なもの

①マイナンバーの確認と身元確認ができる書類

②通帳

マイナンバーカード、マイナンバーカードがない場合は番号通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認書類が必要です。家族の分を申告する場合は、家族の分も持参してください。

③前年中の収入や経費がわかるもの・各種控除に必要な書類

主なもの	必要なもの
給与所得のある方	源泉徴収票(ない場合は収入のわかるもの)
事業所得(営業・農業)のある方	帳簿、収支計算ノート等(仕入伝票、各種領収書等)
不動産所得のある方	帳簿等(収入のわかるもの、各種領収書等)
雑所得のある方	年金の源泉徴収票、支払証明書等
一時所得のある方	保険満期返戻金通知等
譲渡所得(土地等を売却)のある方	譲渡所得の内訳書(村等へ売った場合は証明書)
社会保険料控除	国民年金保険料控除証明書、農業者年金掛金、国保税の領収書等
生命保険料控除	生命保険料控除証明書
地震保険料控除	地震保険料控除証明書
雑損控除	災害に関連してやむを得ない支出をした金額の領収書
医療費控除 ※	記入済の医療費控除の明細書、医療費通知等
セルフメディケーション税制 ※ (医療費控除の特例)	記入済のセルフメディケーション税制の明細書及び健康保持増進への取組を明らかにする書類(予防接種の領収書、健康診断の領収書や結果通知表など)
障害者控除	身体障害者手帳等(障害者であることが分かるもの)
寄附金控除	寄附金の受領書等
その他申告に必要と思われる書類	

※医療費控除とセルフメディケーション税制は、どちらかの控除しか受けられません。

④税務署から送付されたお知らせはがき等がある場合は持参してください。

また、事務処理の都合上、来場者数の状況によっては受付できない場合がありますので予めご了承ください。

平成24年1月1日以降に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、令和6年分の所得税から控除しきれなかった額がある場合、令和7年度の住民税(所得割)から控除できます。

所得の種類

種類	あらまし	
事業	営業等	卸売業・小売業・製造業・建設業・理容業・美容業などの、いわゆる営業から生ずる所得と医師・生命保険外交員・一人親方の大工業又は左官業等の所得をいいます。
	農業	農作物の栽培・畜産その他これらに類するものから生ずる所得です。営業と同じ方法で、収入と支出を領収書・記帳簿により計算し、所得を算出します。
配当所得	法人から受ける剰余金の配当や投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配等に係る所得をいいます。	
不動産所得	土地や建物などの不動産、借地権などの不動産の上に存する権利から生ずる所得をいいます。	
雑所得	国民年金・厚生年金等の公的年金、恩給(一部の恩給を除く)、生命保険契約等に基づく年金、原稿料、講演料等の所得をいいます。	
給与所得	俸給・給料・賃金・歳費・賞与・報酬等これらの性質を有する所得をいいます。	
譲渡所得	土地・建物・借地権・車両・機械等の譲渡に係る所得をいいます。	
一時所得	賞金や懸賞当選金、競馬・競輪の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金等をいいます。	
山林所得	山林の伐採による所得(山林を伐採して譲渡したことによって生じる所得)又は山林の譲渡による所得(山林を伐採しないで立木のまま譲渡したことによって生ずる所得)をいいます。ただし、取得5年以内に伐採又は譲渡することによって生ずる所得は、事業所得又は雑所得になります。	

所得から差し引かれる金額(所得控除)

種類	控除額等
雑損控除	火災及び自然現象の異変による災害又は盗難・横領で損害を受けた場合、次のいずれか多い方の金額が控除されます。 ① (損害金額－保険金等の補てん額)－(総所得金額等×10%) ② (損害金額－保険金等の補てん額)のうち災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	自分又は自分と生計を一にしている配偶者及びその他の親族のために支払った医療費のうち、次の式によって計算した金額(最高200万円)が控除されます。 (支払った医療費の額－保険金等で補てんされる額)－(10万円又は総所得金額等×5%のいずれか少ない額) ※セルフメディケーション税制と併用不可
セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)	自分又は自分と生計を一にしている配偶者及びその他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において、その年に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っているときは、次の式によって計算した金額(最高8万8千円)が控除されます。 (支払った特定一般用医薬品等購入費の額－保険金等で補てんされる額)－1万2千円 ※医療費控除と併用不可。
社会保険料控除	自分又は自分と生計を一にしている配偶者及びその他の親族が負担した、国民健康保険税及びその他の健康保険料、介護保険料、国民年金保険料、農業者年金保険料、雇用保険料等が控除されます。
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金掛金、又は地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金等を支払った場合に控除されます。
生命保険料控除	自分又は自分と生計を一にしている配偶者、及びその他の親族が受取人となっている生命保険及び介護医療保険、個人年金の保険料について、その年に支払った保険料の金額に応じて控除されます。

地震保険料控除	自分又は自分と生計を一にしている配偶者、その他親族が所有している居住用の家や家財等を保険や共済の目的とし、地震や噴火などによる火災損壊などの損害に保険金が支払われる契約の場合に限り、その年に支払った保険料の金額に応じて控除されます。										
ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者は合計所得金額が500万円以下の場合、30万円控除されます。										
寡婦控除	夫と離別後婚姻していない方で子以外の扶養親族を有する方、又は夫と死別後婚姻していない方は合計所得金額が500万円以下である場合26万円控除されます。										
勤労学生控除	高校・大学・各種学校の生徒で、自分の勤労に基づく給与所得等があり、合計所得金額が75万円以下で、うち給与所得以外の所得が10万円以下の場合、26万円控除されます。										
障害者控除	自分又は自分と生計を一にしている配偶者及びその他の親族のうちに障害者がある場合、次のとおり控除されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者→30万円 ・同居特別障害者→53万円 ・普通障害者→26万円 										
配偶者控除	控除対象配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、自分の合計所得金額に応じて次のとおり控除されます。 <table border="1" data-bbox="620 1040 1463 1187"> <thead> <tr> <th>自分の合計所得金額</th> <th>配偶者控除 (70歳以上の配偶者控除)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円 (38万円)</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>22万円 (26万円)</td> </tr> <tr> <td>950万円超1000万円以下</td> <td>11万円 (13万円)</td> </tr> </tbody> </table>	自分の合計所得金額	配偶者控除 (70歳以上の配偶者控除)	900万円以下	33万円 (38万円)	900万円超950万円以下	22万円 (26万円)	950万円超1000万円以下	11万円 (13万円)		
自分の合計所得金額	配偶者控除 (70歳以上の配偶者控除)										
900万円以下	33万円 (38万円)										
900万円超950万円以下	22万円 (26万円)										
950万円超1000万円以下	11万円 (13万円)										
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合、自分の合計所得金額に応じて1万円から33万円控除されます。										
扶養控除	自分と生計を一にする扶養親族で、合計所得金額が48万円以下の場合、次のとおり控除されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般扶養親族(16歳以上)→33万円 ・特定扶養親族(19歳～22歳)→45万円 ・老人扶養親族(70歳以上)→38万円 ・同居老親等扶養親族→45万円 <p>※年少扶養親族(16歳未満)の控除は廃止されております。</p>										
基礎控除	合計所得金額が2500万円以下の場合、合計所得金額に応じて次のとおり控除されます。 <table border="1" data-bbox="620 1643 1321 1816"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	基礎控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし
合計所得金額	基礎控除額										
2,400万円以下	43万円										
2,400万円超 2,450万円以下	29万円										
2,450万円超 2,500万円以下	15万円										
2,500万円超	適用なし										

税額控除

住宅借入金等特別税額控除	平成24年1月1日以降に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、令和6年分の所得税から控除しきれなかった額がある場合、令和7年度の住民税(所得割)から控除できます。
寄附金税額控除	都道府県・市町村(ふるさと納税)、日本赤十字社等に寄付した場合、令和7年度の住民税(所得割)から控除できます。寄附金税額控除を受けるには、所得税の確定申告(住民税のみ課税される人は住民税の申告)をする必要があります。 また、ふるさと納税ワンストップ特例の申請書を提出された方であっても、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った場合や医療費控除等を受ける場合は、所得税の確定申告が必要です。確定申告の際は、すべてのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。